

令和2年度「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和2年度「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務

2 業務の目的

「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業では、西京区における市民主体、または市民・行政協働によるまちづくり活動の一層の活性化を支援することで、「職住近接・定住促進」を実現することを目的とする。

3 業務の期間

契約日の翌日から令和3年3月31日（火）まで

4 業務の内容

(1) プログラムの企画

ア プログラムの作成

本業務の目的と西京区の特徴を踏まえ、以下の(ア)～(ウ)の事業を含む一体的なプログラムを作成する。プログラムの実施時期は、令和2年9月から令和3年3月までの間とし、各事業の開催時期、開催回数も提案すること。

(ア) オンラインカフェ事業（1～2回程度）

参加者の交流、まちづくり活動へのきっかけづくりを目的とした、オンラインでの交流会を開催する（定員：100名程度）。

(イ) スクール型事業（3～5回程度）

“ビジネス的思考で地域課題を解決する”をテーマに、参加者の「やりたいこと」と持続可能な方法での地域課題の解決を結び付け、ビジネスに必要な知識を学ぶための講座をオンラインで開催する（定員：各回15名程度）。

※1 参加者へ適切な支援を行うため、各参加者の状況を书面化（情報シート）したものを作成すること。

※2 成果を発表する場を設けること。

※3 本講座を開講するにあたって、事前にオンラインの利用に関するオリエンテーションを実施すること。

(ウ) 相談会事業

スクール型事業の開始から、参加者の状況や相談内容に合わせて学識者・専門家・地域住民等を集めた個別相談会を開催し、参加者との対話を通じて活動の活性化へと繋げるとともに、継続的な活動に資するネットワークを形成し多方面から参加者の支援を行う。

イ プログラム作成に当たっての留意点

(ア) 新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に講じること。

(イ) 当区及び本市まちづくりアドバイザー等の地域におけるまちづくりに携わる者と十分に意見交換を行ったうえで作成すること。

(ウ) 本市が当区内で実施している事業（「洛西口～桂駅間プロジェクト」，「西京区地域力サポート事業」等）や，既存のまちづくり活動団体，地縁団体（自治連合会等）の事業と連携し，より効果的な事業展開を目指すこと。

(2) プログラムの運営

作成したプログラムの運営に係る次の業務を行う。

ア 各事業の広報

各事業の開催について広く広報するとともに，新たなまちづくり人材を戦略的に発掘するために，次の業務を行う。業務にあたっては，多様な市民に活動内容が分かるよう，各事業や活動の「見える化」を意識して取り組むものとする。

(ア) SNS等を活用した情報発信（各事業の開催告知，参加者募集，実施報告等）

(イ) 地域活動団体等に対する連絡，ヒアリングなど参加に向けた働きかけ

(ウ) その他広報に必要な業務

イ 参加者の募集及び取りまとめ，連絡，出欠管理等

ウ 各事業の資料作成及び印刷，必要物品の調達，会場手配及び設営

エ 各事業における講師の選定及び連絡調整

オ 各事業の実施当日における司会進行，受付，記録作成，活動支援，アンケート調査，その他運営に必要な業務

カ 各事業実施当日に使用する消耗品，インターネットを活用した動画配信に必要なものの手配等一式準備

キ オンラインでの交流会や講座を実施するに当たって，起こりうる不測の事態に備えるための準備

※ 上記業務は，当区及び本市まちづくりアドバイザーと協議のうえ，必要に応じて連携・分担して行うことができるものとする。

5 成果物

受託者は，業務終了時に次の成果物を提出するものとする。

(1) 業務実施報告書 一式

※ 報告書の形式及び内容については，当区と協議のうえ決定するものとする。

(2) 本業務で取得又は作成した資料 一式

(3) 上記(1)，(2)に係る電子データ（DVD-R）

※ ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(4) その他西京区長が必要と求める資料

(5) 成果物は令和2年度内に提出することとする。

6 委託料の支払いについて

委託料の支払いは，原則として委託業務等の終了の後，受託者の適法な請求に基づき支払うものとする。ただし，業務完了前に資金が必要等の理由がある場合には概算払いすることができる。

7 その他

(1) 契約後において提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は，契約を取り消すこ

とがある。

- (2) 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。当該事業の一部を委託する場合は、当区と事前に協議するものとする。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物は、当区に帰属する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、適宜、当区と打合せを行い、業務の進行状況の報告等を行う。
- (5) 受託者は、個人情報を適切に管理するとともに、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは、業務委託終了後についても同様とする。
- (6) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当区の責に帰するものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等、社会情勢を踏まえ、運営方法及び時期に関しては、適宜当区と受託者が協議のうえ、決定するものとする。